

議案第20号

成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正するについで

成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例（平成10年条例第9号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月29日提出

成田市長 小 泉 一 成

成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例（平成10年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中成田市久住第二児童ホームの項の次に次のように加える。

成田市久住第三児童ホーム	成田市久住中央3丁目12番地 1	40人
--------------	---------------------	-----

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 市長は、この条例の施行の日前においても、成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例第8条の許可その他の手続に関し必要な準備行為をすることができる。

議案第21号

市有財産の取得について

下記のとおり財産を取得する。

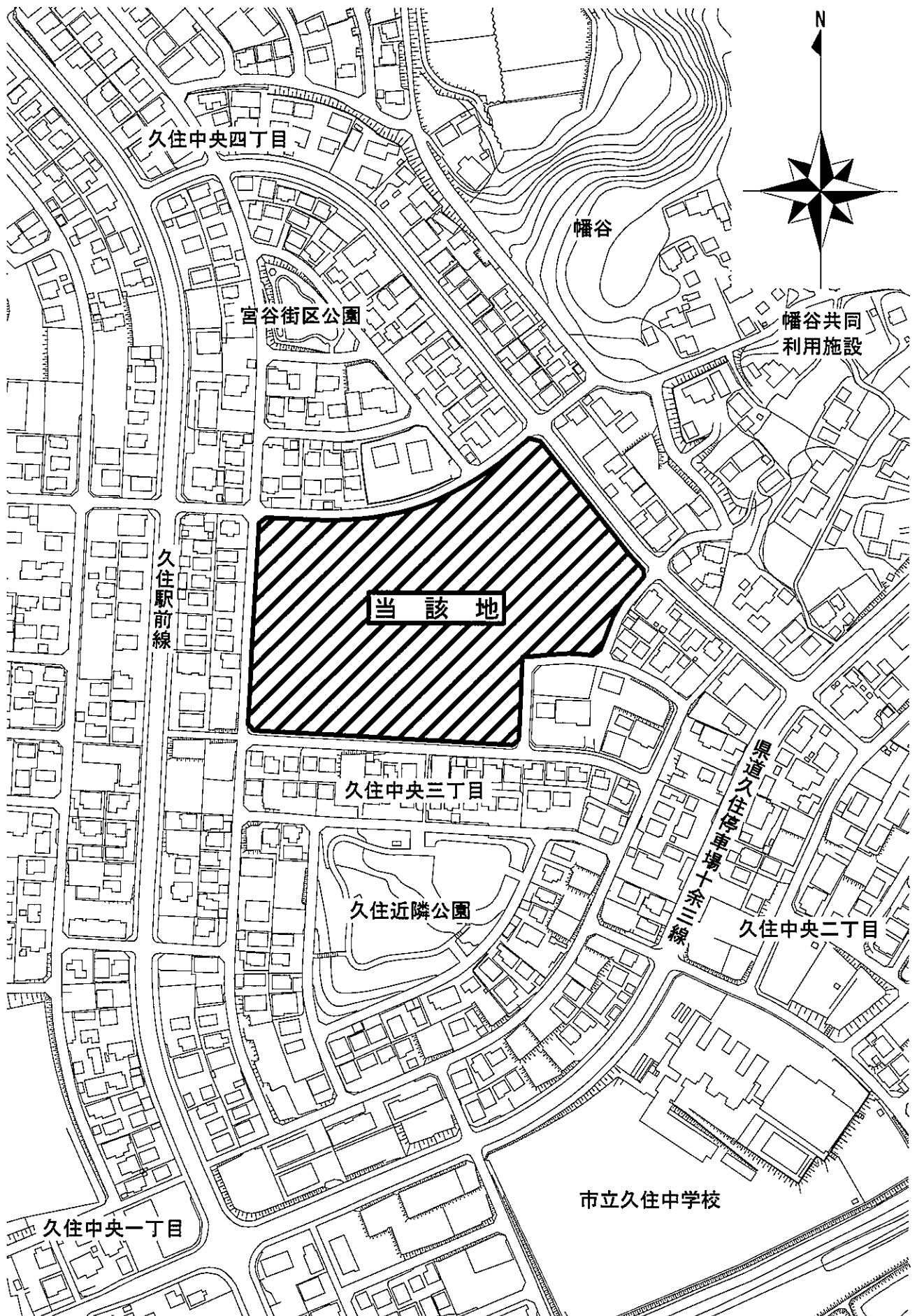
令和4年9月29日提出

成田市長 小 泉 一 成

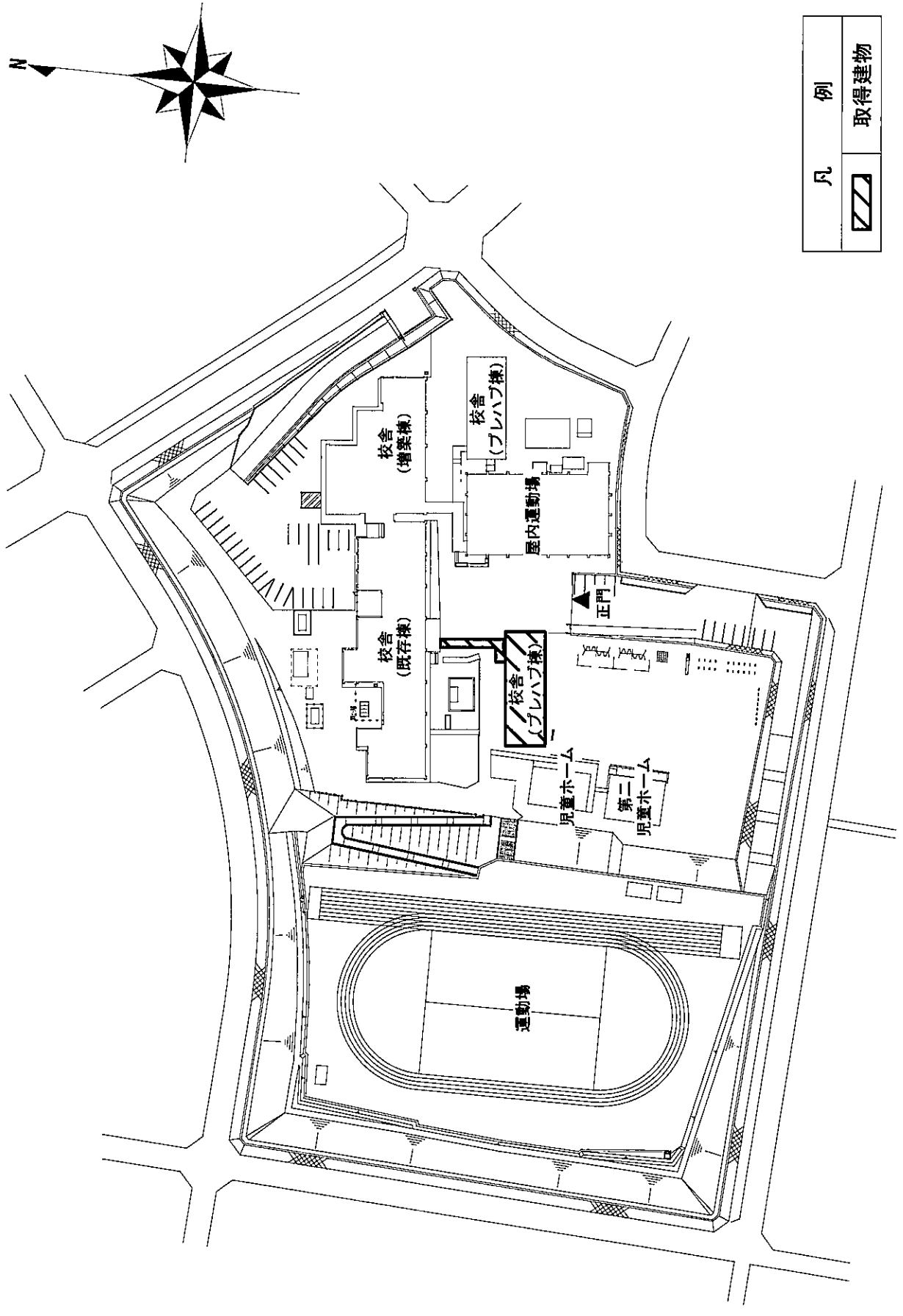
記

- 1 取得する財産 久住小学校プレハブ校舎及び児童ホーム
- 2 取得日 令和15年4月1日（予定）
- 3 契約の方法 制限付一般競争入札
- 4 取得価額 137,280,000円
- 5 契約の相手方 千葉県千葉市中央区新町24番9号
千葉ウエストビル3階
立川ハウス工業株式会社 千葉営業所
所長 秀 坂 賢 史

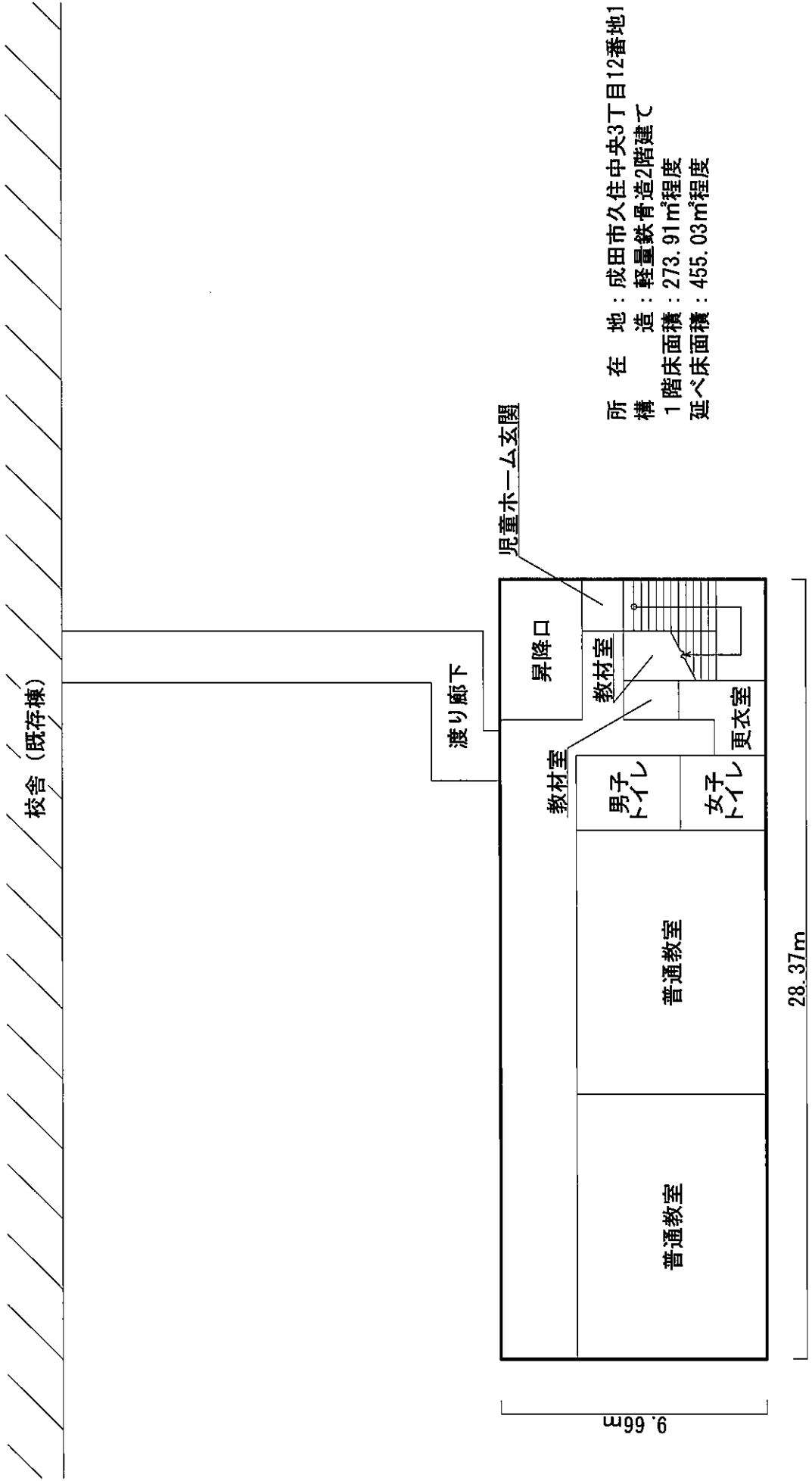
位置図



配置図



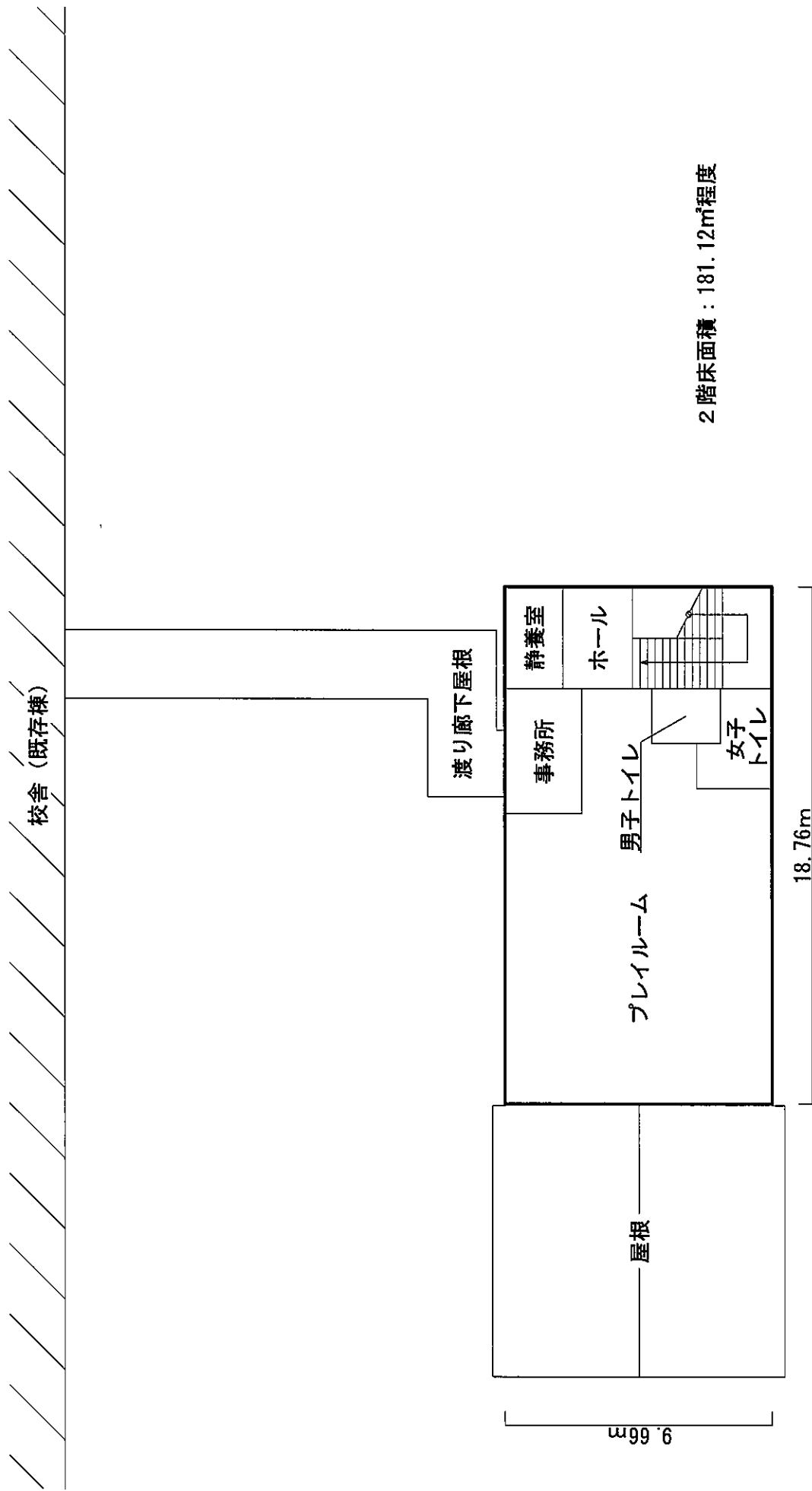
平面図(1階)



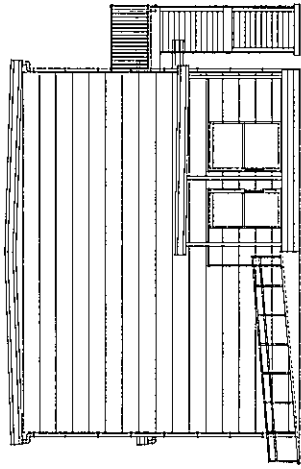
所在地：成田市久住中央3丁目12番地1
 構造：軽量鉄骨造2階建て
 1階床面積：273.91㎡程度
 延べ床面積：455.03㎡程度

校舎(プレハブ棟)は、標準化された部材にて構成するシステム建築を採用しており、メーカーごとに規格が異なるため、平面図は参考図となる。

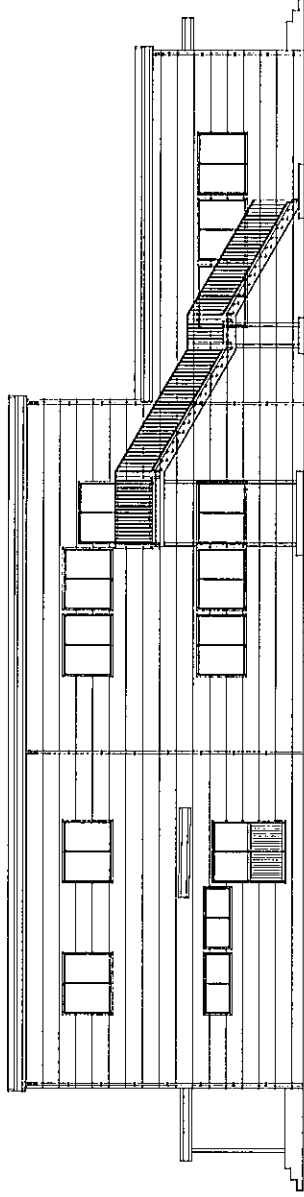
平面図(2階)



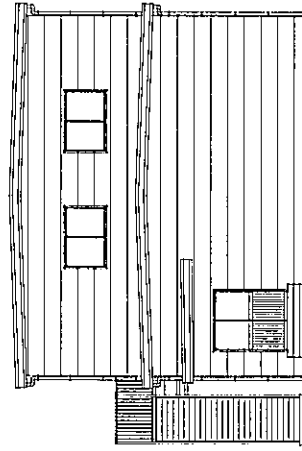
校舎(プレハブ棟)は、標準化された部材にて構成するシステム建築を採用しており、メーカーごとに規格が異なるため、平面図は参考図となる。



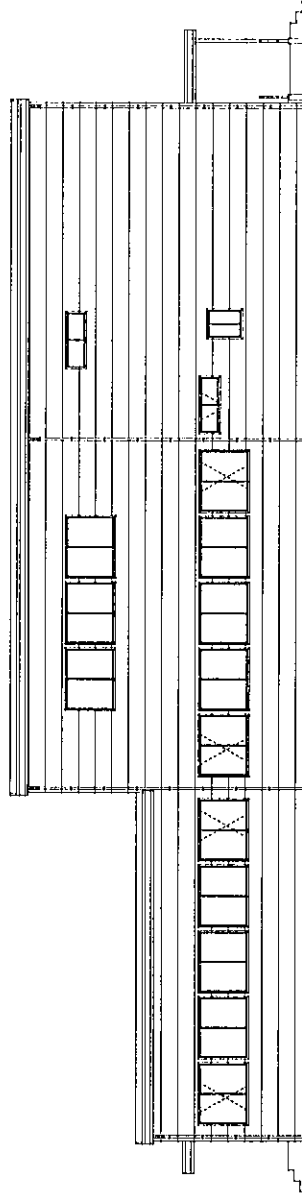
東側立面図



北側立面図



西側立面図



南側立面図

校舎（プレハブ棟）は、標準化された部材にて構成するシステム建築を採用しており、メーカーごとに規格が異なるため、立面図は参考図となる。